(日)	知材	美字	じ第	9)
עים /	ハルハ	氷エ	レカナ	Δ	1

当該物質以外の物質の製造工程において原料として使用されるモントリオール議定書附属書 A、附属書 B、附属書 C、附属書 E、及びに附属書 Eに掲げる物質の使用用途証明書

経済産業大臣 殿

年 月 日

(EII)

当該物質以外の物質の製造工程において原料として使用されることが確実であることを以下のとおり証明いたします。

一記一

1. 原料として使用する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

- 2. 使用に係わる設備及び貯蔵の場所 (別紙 1)
- 3. 使用に係わる設備の機能及び構造

4. 使用する特定物質の種類及び使用予定年月日 特定物質の種類 使用予定年月日	
5. 使用する特定物質の入荷年月日、入荷数量及び入荷元 入荷予定年月日 入荷数量 入荷元	
6. 使用に係わる反応生成物の種類ごとの数量及びその化学反応式	
7. 使用に係わる反応の収率 HFC-23の反応率 :	
8. 原料として使用する特定物質の数量 HFC-23: なお、未反応の HFC-23 で除害がされず大気放出される量は、以下の 放出量: 除害率:	通り。